

複数年にわたる委託契約へのスライド条項
(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更) の適用の手引き

1 適用対象契約等

適用対象契約	複数年にわたる委託契約で、直接人件費の割合が高く、人件費単価が低い、次の4業種に該当する契約（入札・随意契約どちらも対象とする。） ただし、基準日以降、残りの履行期間が2か月以上ある契約にかぎる（基準日及び残りの履行期間の定義は下記4で定めるとおり。） <ul style="list-style-type: none">・建築物清掃・建築物警備・事務関連・施設の運営・管理	
契約金額の 変更方法	対象	履行開始の日から12か月経過した基準日以降の残委託業務量に対する直接人件費
	請求者の負担	残契約金額の100分の1(1.0%)

※対象となる契約は、
入札公告等に対象契約であることを明記します。(下記2参照)。

2 入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は、入札公告・指名通知・見積依頼等（以下「入札公告等」という。）の際に、次の①～④の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法等を明示します。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- ①入札公告等に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。」といった文言を記載
- ②入札公告等に「入札にあたっての注意事項」（別紙1）を添付
- ③仕様書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙2。以下「スライド特記仕様書」という。）を添付

※このスライド特記仕様書により、スライド額の算出方法、どのような基準（連動する賃金指標等）で契約変更を行うかを入札（見積）条件として明示します。（下記4参照）。

- ④契約書案に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙3。以下「スライド条項」という。）を添付

3 契約締結時の注意点

契約締結の際には、契約書に「スライド条項」を添付します。

4 スライド額の算出方法

算出方法は下表 (1) ~ (3) のうち、スライド特記仕様書において公社が指定する方法です。

最低賃金等に一定以上の変動がみられ、履行開始日から 12 か月経過した日以降を基準日とし、未履行分の契約金額のうち「直接人件費」に相当する額に、履行開始日時点と基準日時点の賃金水準を比較した「賃金水準変動率※」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします（算出方法（1）、（2）の場合のみ。算出方法（3）の場合は P.3 のとおり。）。

適用する算出方法は、案件ごとにスライド特記仕様書において下表のとおり明示し、入札公告後に変更することはできません。

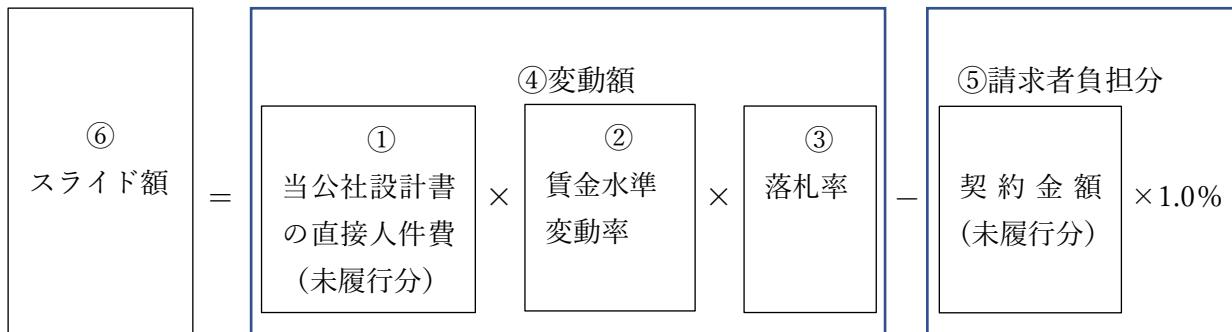
※変動後と変動前の賃金水準（最低賃金又は労務単価）の差額を変動前の賃金水準で除したもの

算出方法	スライド特記仕様書	
	賃金水準	変更金額算出方法
(1) 当公社設計書による算出	愛知県最低賃金	当公社設計書による
(2) 受託者から提出される「設計図書に基づく内訳書」による算出	愛知県最低賃金	受託者から提出された内訳書による算出 (ただし、受託者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の最低賃金と変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。)
(3) 当公社設計図書かつ最低賃金以外の単価（労務単価等）による算出	労務単価 (該当労務単価：○○)	当公社設計書による算出

(1) 当公社設計書による算出

公社は、「①当公社設計書の直接人件費（未履行分）」に「②賃金水準変動率」を乗じた額に「③落札率（随意契約の場合は契約率）」を乗じて「④変動額」を算出します。

「④変動額」から「⑤請求者負担分（=契約金額（未履行分）に 1.0% を乗じた額）」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。

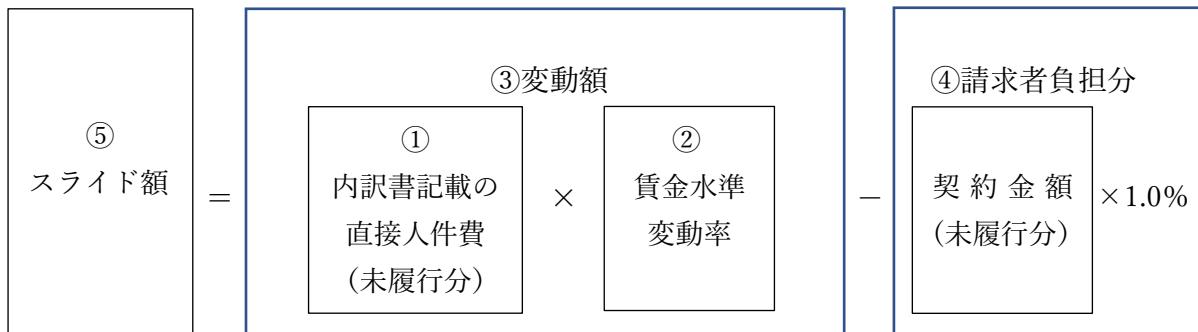


(2) 受託者から提出される「設計図書に基づく内訳書」による算出

契約締結時に受託者から内訳書を提出いただき、当該内訳書を基に変動額を算出します。

公社は、「①契約締結時に提出された内訳書記載の直接人件費（未履行分）」に「②賃金水準変動率」を乗じた額の範囲内で「③当公社承認額=変動額」を決定します。

「③変動額」から「④請求者負担分」を控除した金額を「⑤スライド額」とします。

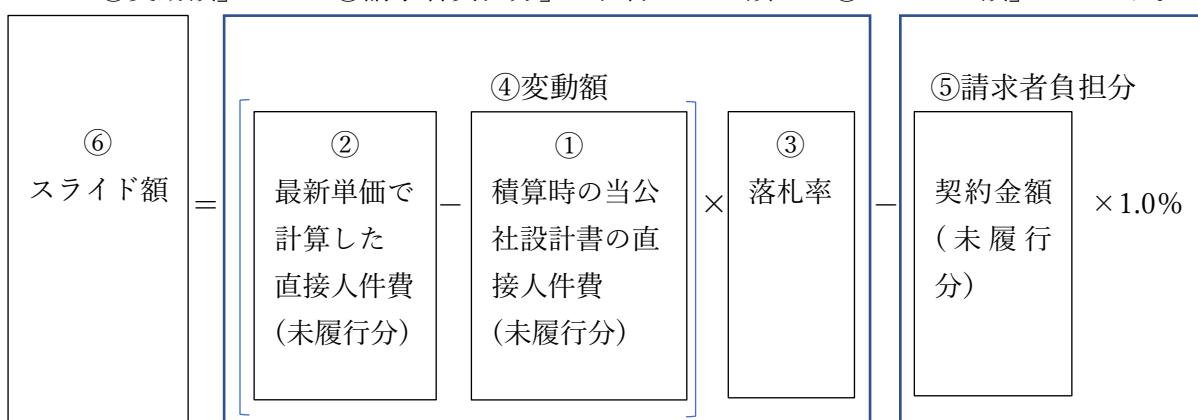


(3) 当公社設計書かつ最低賃金以外の単価（労務単価等）による算出

最低賃金の変動率ではなく、積算時の労務単価等を基準日時点の最新単価に置き換える方法により、変動額を算出します。

公社は、「①当公社設計書の直接人件費（未履行分）」と「②当公社設計書において、変動後（=基準日）の人件費単価に置き換えて再計算して直接人件費（未履行分）との差額に、「③「落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。

「④変動額」から「⑤請求者負担分」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。



(4) スライド額算出にあたっての留意事項

- ・スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・基準日は、履行開始日より 12 月経過した日を基本とします。
- ・消費税及び地方消費税の相当額の計算時に生じた 1 円未満の端数については切り捨て処理を行い、落札率及び最低賃金変動率の計算時には小数点第 8 位を四捨五入し、それ以外（変動額、請求者負担分等）の計算時に生じた 1 円未満の端数については四捨五入処理をします。

【例】落札率：0.90123456… ⇒ 0.9012346（※小数点以下第8位を四捨五入）

最低賃金変動率： 0.02987654 ⇒ 0.298765（※小数点以下第8位を四捨五入）

変動額 : 123,000.4…円 ⇒ 123,000円（※1円未満を四捨五入）

5 スライド額の協議（別添「スライド協議フロー図」参照）

（1）事前打合せ【公社及び受託者】

対象契約について、スライド協議の請求可能日の1か月前（履行開始日から11か月経過後）を目途に、公社と受託者で事前打ち合わせを行い、事前に試算したスライド額や今後の手続きの進め方を確認いただき、（2）以降の手続きに係る準備を進めてください。

（2）スライド協議の請求【受託者】

スライド協議の請求は、履行開始日から11か月（2回目以降は前回スライド基準日から11か月、以下同じ。）経過後から可能です。請求可能日になりましたら、できるだけ早くスライド協議の請求書（様式1-1）を提出してください。また、契約金額の変更を希望しない場合も、様式1-1にその旨を記載して、提出してください。

なお、請求に際しては、残りの履行期間が2か月以上あることが必要です。（下記

【例】参照。）

【例】履行期間：令和7年4月1日から令和10年4月30日（37か月）



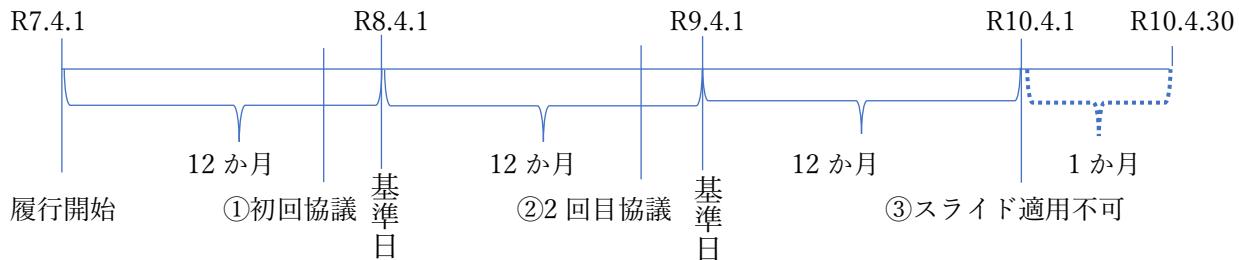
① 初回スライド協議

原則として令和8年4月1日を基準日とし基準日前月～基準日月までに協議開始を行う。

② 2回目のスライド協議

原則として令和9年4月1日を基準日とし基準日前月～基準日月までに協議開始を行う。

③ 3回目のスライド協議は、令和10年4月1日以降の残りの履行期間が2か月未満であるため、スライド条項を適用することはできない。



（3）当公社からの請求【公社】

公社からのスライド協議の請求は（様式1-2）により行います。受託者が内容に異議

のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から 14 日後（休日を含む。）の日とする）までに承諾書（様式 3）の提出してください。

(4) スライド額の算出【公社】

公社は、スライド特記仕様書で明示した算出方法にて、スライド額を算出します。

(5) スライド額の協議【公社及び受託者】

算出したスライド額について、公社と受託者で書面（様式 2※）により協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から 14 日後（休日を含む。）の日）までに承諾書（様式 3）を提出してください。回答期限までに承諾をいただけない場合は、スライド条項第 1 条第 3 項ただし書きの規定に基づき、公社から受託者に対し、書面（様式 4）によりスライド額を通知します。

※スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担分を超えない場合は、「スライド額=0 円」として、（様式 5）により協議を行います。この場合、変更契約は行いません。

次回以降の再スライドについても、上記と同様に扱うものとする。

6 契約変更

公社と受託者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

変更契約の際、「労働者への適正な賃金水準の確保について」（別紙 4）を渡し、本制度の趣旨を理解いただき、労働者への賃金水準の引上げ等について適正に対応していただきますようお願いします。

7 契約保証金、延滞金及び違約金

本制度の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- ・契約保証金については、本制度の適用により契約金額を変更した場合であっても、増加額分を増徴しないものとします。
- ・延滞金及び違約金については、契約金額を基に算出するため、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額を基に算出します。